

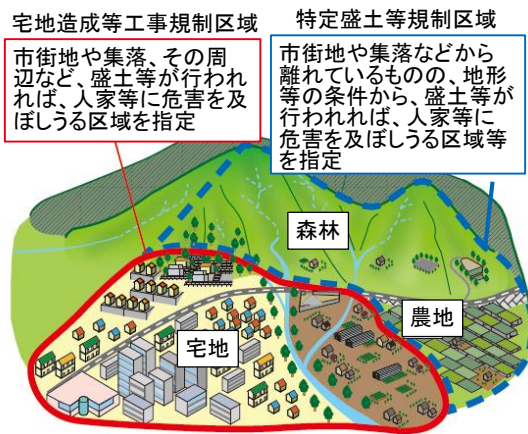
盛土等の行為を規制する取組みが始まります

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを受け、令和5年5月に「盛土規制法」が施行されました。

- ✓ 2種類の**規制区域**を熊本県が指定します。
- ✓ 規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合には、**許可・届出**が必要となります。
- ✓ **規制区域内**の盛土等が行われた土地では、**土地所有者等**が常に**安全**な状態を維持する**責務**があります。

Q 規制区域とは？

- A** 盛土等の災害から、人命を守るために指定される区域です。
「**宅地造成等工事規制区域**」と
「**特定盛土等規制区域**」
の2種類があります。



Q 盛土等ができなくなる？

- A** 盛土等ができなくなるものではありません。
事前に許可・届出の手続きが必要となるものです。

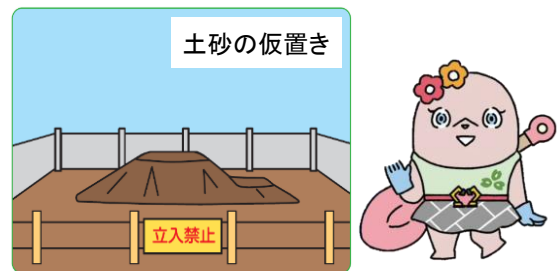
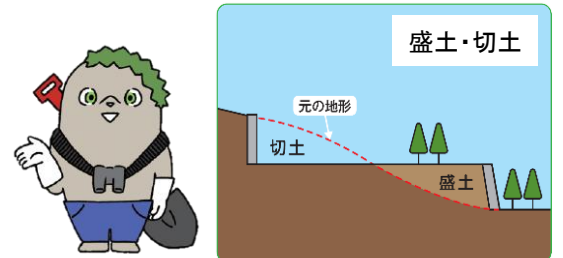
Q いつから許可や届出がいのの？

- A** 令和7年度からを予定しています。
詳しい日程は、今後、県のホームページ等でお知らせします。

盛土や切土等の行為には、
「許可・届出」の手続き
が必要となります

Q どのような行為が対象になるか？

- A** 一定規模以上の「盛土」や「切土」、
「一時的な土石の堆積」が対象となります。
例えば
- ・農地に盛土をして宅地にする
 - ・盛土・切土をして山に太陽光パネルを設置する
 - ・土捨て場をつくる
 - ・農地を土砂の一時的な保管場所として貸し出し、土砂を置く
- などです



土地所有者等は土地を安全な状態に維持する必要があります。
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう！

【お問い合わせ】

熊本県土木部建築住宅局建築課
盛土対策・宅地指導班

電話 : 096-333-2542

電子メール : kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp



県ホームページ



国交省ホームページ